

2 環境の状況

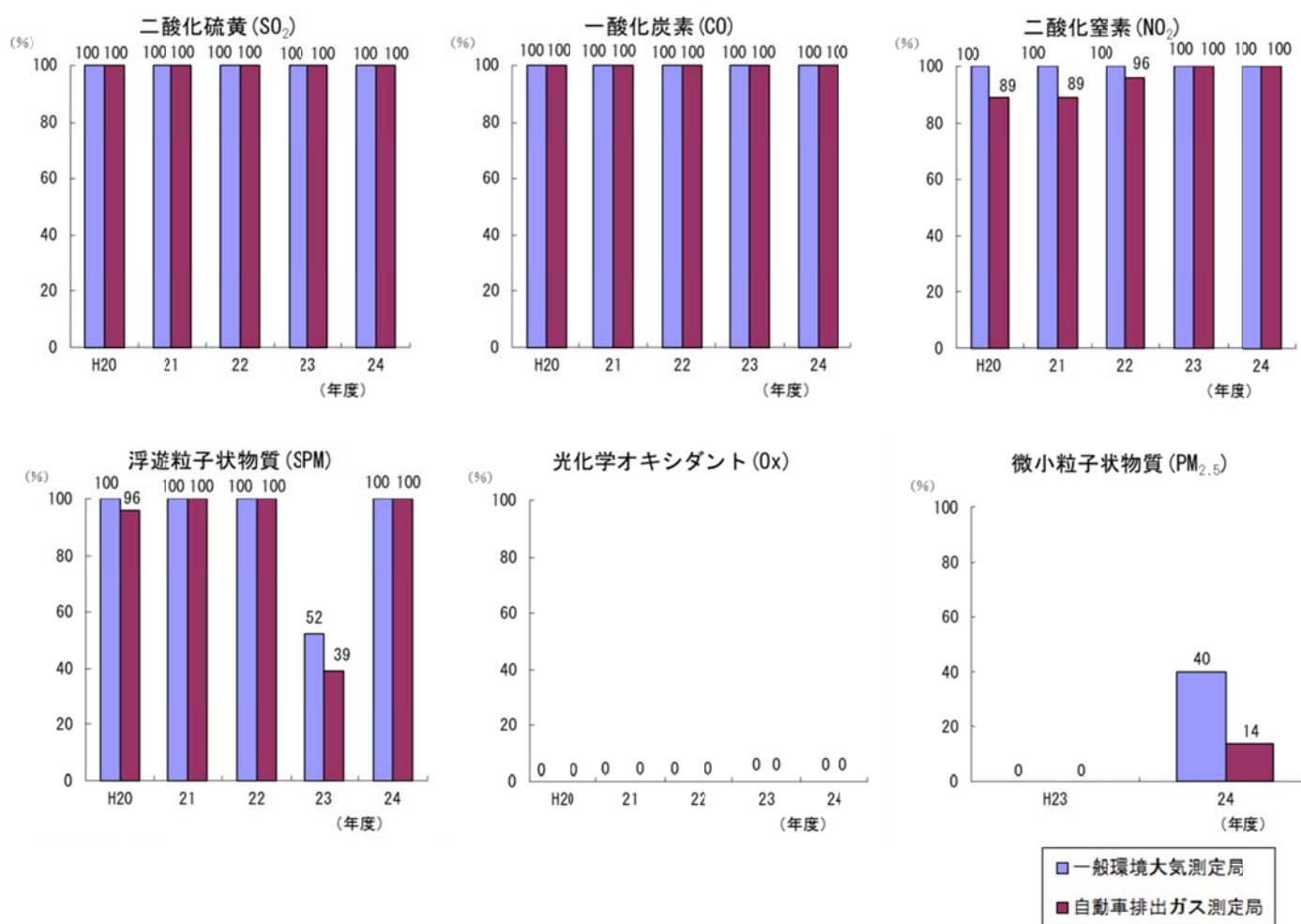
(1) 大気環境

- 大気環境の環境基準達成状況を直近5年間（平成20～24年度）で見ると、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも、すべての測定局で環境基準を達成しています。
- 二酸化窒素については、一般環境大気測定局では、すべての測定局で環境基準を達成しています。また、自動車排出ガス測定局では、幹線道路沿道の一部の測定局で非達成となっていました。平成23年度は、昭和60年度以来26年ぶりに、すべての測定局で環境基準を達成し、翌平成24年度もすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 浮遊粒子状物質は、近年、ほとんどの測定局で環境基準を達成しています。なお、平成23年度については約半数の測定局で環境基準を達成しませんでした。これは2日間連続で基準値を超えたためであり、この2日間はいずれも県内で黄砂が観測されています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成21年9月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成23年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

[課題]

- ◆ 二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局においても改善されていますが、今後とも継続して環境基準を達成していくためには、自動車排出ガス対策をさらに進める必要があります。
- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進を図ることが必要です。
- ◆ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、発生源が多岐にわたり、また、生成メカニズムが複雑であることから、環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を集積することが必要です。

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



(注) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定局数は、平成 23 年度が一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局、平成 24 年度が一般環境大気測定局 15 局、自動車排出ガス測定局 7 局。

(環境部調べ)

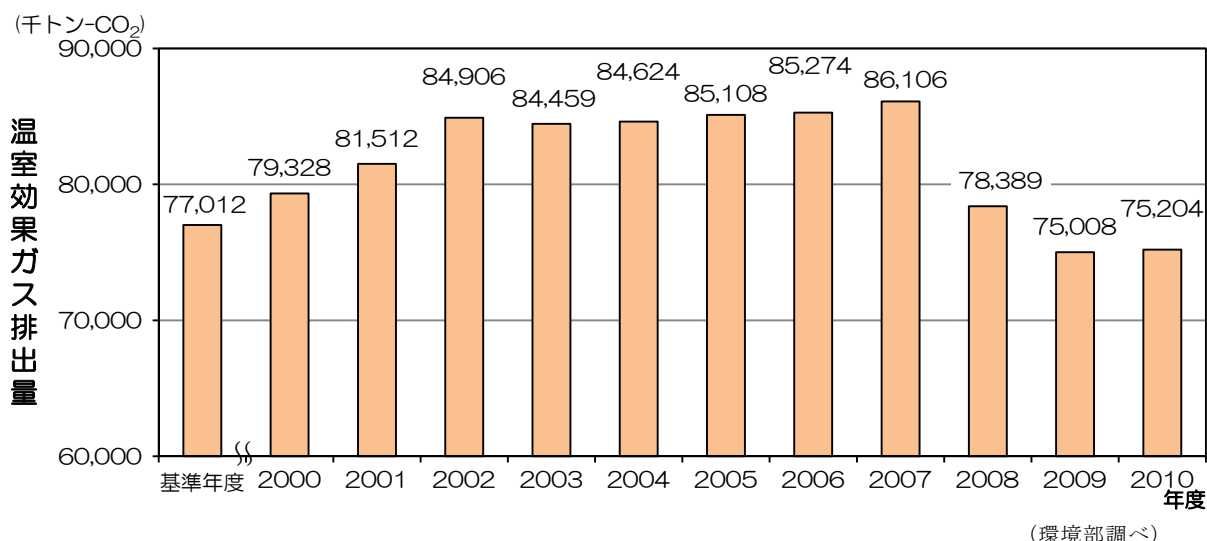
(2) 温室効果ガス

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成 19 年度 (2007 年度) にピークに達した後減少に転じており、平成 21 年度 (2009 年度) には、京都議定書の基準年度 (1990 年度) を初めて下回りました。
- 平成 22 年度 (2010 年度) の県内の温室効果ガス排出量の内訳は、京都議定書の基準年度 (1990 年度) と比較して、産業部門では自主削減取組と景気の後退に伴う生産活動の減少により排出量が大きく減少したものの (基準年度比 10.1% 減)、業務部門や家庭部門では、それぞれ延床面積や世帯数の増加にともなって大きく排出量が増加しており (業務部門: 同 11.8% 増、家庭部門: 同 18.0% 増)、運輸部門でも増加しています (同 2.1% 増)。本県全体としては、基準年度比で 2.3% の削減にとどまっています。

[課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量を削減するため、地域全体で省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。
- ◆ 温室効果ガスの排出量が増加している業務部門、家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。
- ◆ 製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて多く、事業者による自主的取組の一層の推進が期待されます。

温室効果ガスの総排出量の推移



温室効果ガス排出量 (平成 22 年度 (2010 年度))

区 分	基準年度 排出量 (千トン-CO ₂)	平成 22 年度 排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増加率 (1990→2010) (%)		
			区分内		
エネルギー 起源 CO ₂	産 業	42,898	38,548 (54.9)	▲ 10.1	▲ 1.2
	民 生 (家 庭)	7,315	8,629 (12.3)	+ 18.0	
	民 生 (業 務)	8,387	9,374 (13.4)	+ 11.8	
	運 輸	11,041	11,270 (16.0)	+ 2.1	
	エ ネ ル ギ ー 転 換	1,481	2,401 (3.4)	+ 62.1	
	小 計	71,124	70,222 (100.0)	▲ 1.3	
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	3,224	3,837		+ 0.8	
代替フロン等 3 ガス	2,664	1,145		▲ 2.0	
合 計	77,012	75,204		▲ 2.3	

- (注) 1 基準年度は 1990 年度〔ただし、代替フロン等 3 ガス(HFC、PFC、SF₆)は 1995 年度〕である。
 2 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する 2010 年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(77,012 千トン-CO₂)に対する 2010 年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。
 3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(環境部調べ)

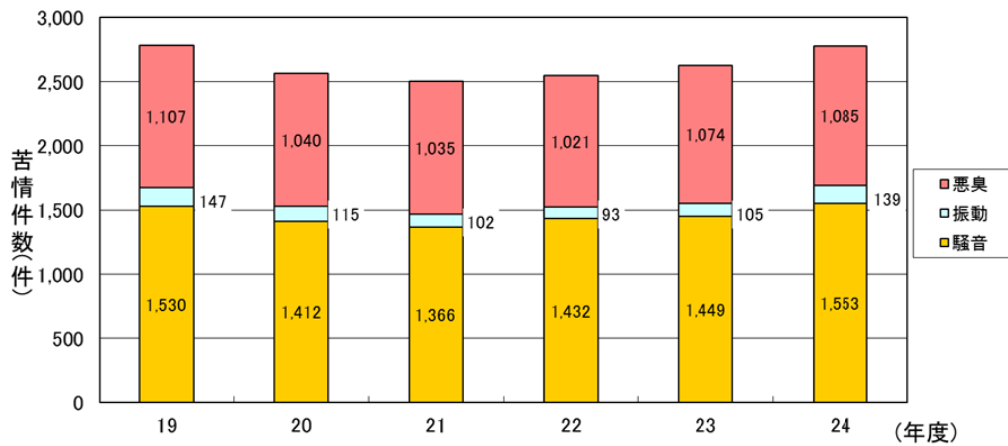
(3) 騒音・振動・悪臭

- 騒音は、日常生活に密接な関わりを持ち、発生源も多種多様であることから、公害に関する苦情の4割前後を占めています。騒音の苦情件数は、近年、横ばいの傾向にあります。発生源別では、建設業からの騒音に対する苦情が最も多く、次いで製造業となっています。
- 自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、直近の平成24年度で約94%となっています。また、騒音に関する要請限度（基準）の超過状況は、約7%の地点で要請限度を超過しています。
- 振動は、騒音と同一発生源から発生する例がありますが、近年の苦情件数は100件から150件程度で推移しています。
- 悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすものであり、多種多様な発生源から多くの苦情が発生しています。

[課題]

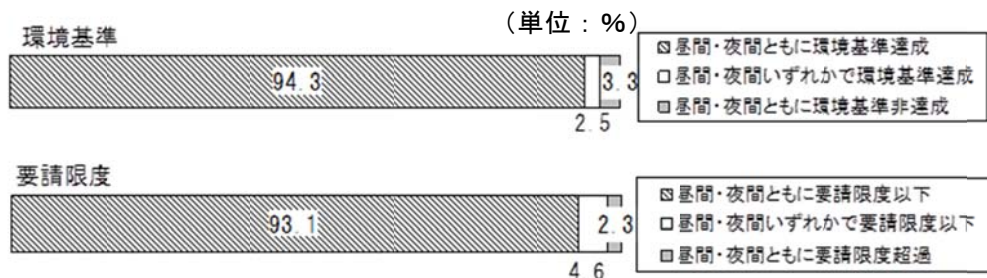
- ◆ 自動車交通が集中している地区では、依然として騒音の環境基準を達成していない箇所や要請限度を超過している箇所があり、引き続き道路構造の改善や交通流の円滑化などの対策が必要です。

騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数（新規受理）の経年変化



(環境部・公害等調整委員会調べ)

自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況（平成24年度）



(環境部調べ)

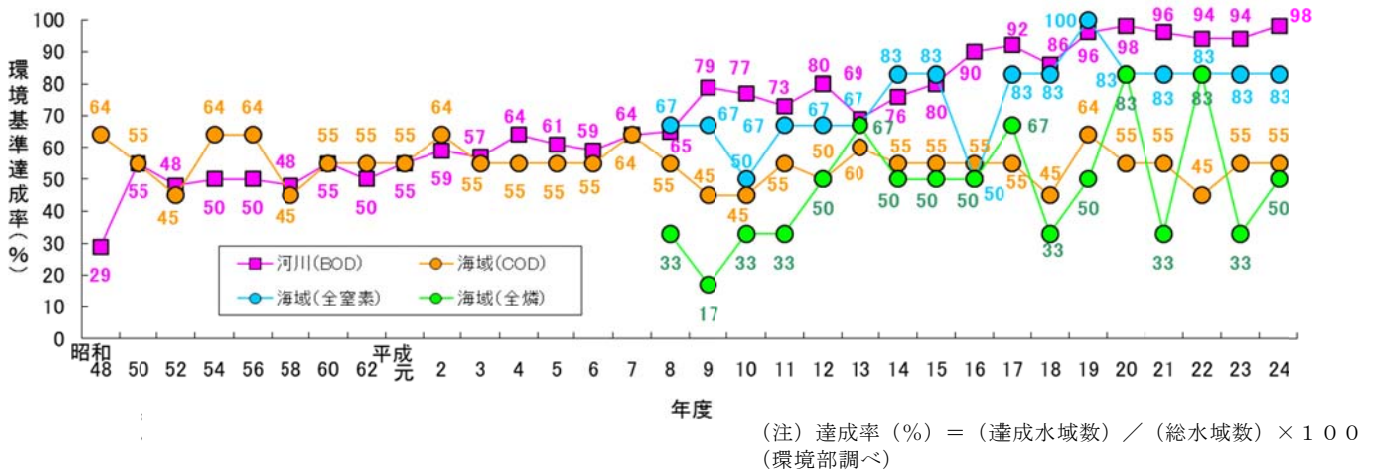
(4) 水環境

- 河川における有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は上昇傾向にあります。
- 伊勢湾・三河湾に流入するCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の負荷量については、下水道整備等により削減が進んでいるものの、伊勢湾・三河湾の水質環境基準の達成率は、長期的に見て横ばいの状況が継続しています。
- 閉鎖性水域が富栄養化したことを示す指標の一つである赤潮の発生状況は、近年においても年間を通じて発生が認められます。

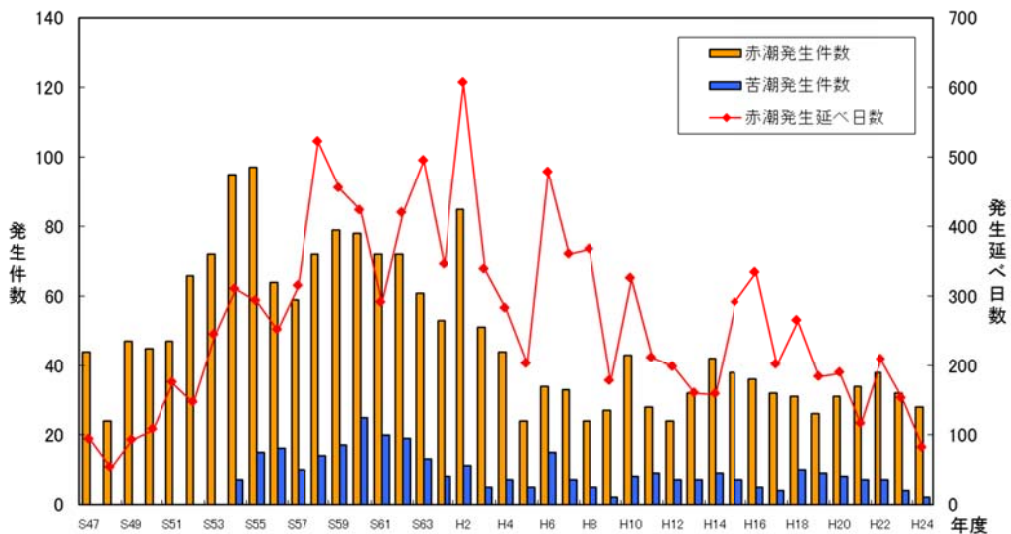
[課題]

- ◆ 伊勢湾・三河湾は、外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、下水道など生活排水対策を始めとした汚濁負荷の流入対策はもとより、干潟・浅場の造成など、総合的な対策が必要です。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



伊勢湾・三河湾における赤潮・苦潮の発生状況の推移



(注) 赤潮として確認できたもののみをカウントしているため、定量評価には留意が必要。特に、平成5年度に赤潮の監視方法が変わっており、この時期の前後では数値を単純比較することができない。

(農林水産部調べ)

(5) 土壌・地下水・地盤環境

- 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って、土壌汚染が明らかになる事例が生じています。
- 地下水については、揮発性有機化合物（トリクロロエチレンなど）や硝酸性窒素、亜硝酸性窒素などによる汚染事例が現在でも生じています。
- 地盤沈下については、概ね沈静化の方向にあります。

[課題]

- ◆ 土壌や地下水の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、迅速かつ適切に対応することが必要です。
- ◆ 地盤沈下は一旦発生すると元に戻らない不可逆的な現象であるため、引き続き、地下水揚水規制等の対策を推進することが必要です。

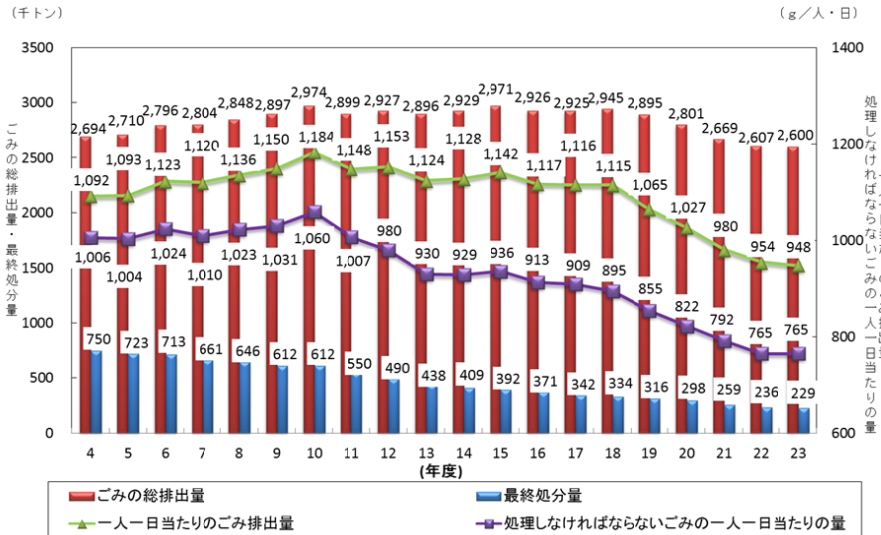
(6) 廃棄物

- 一般廃棄物（ごみ）の総排出量は平成 19 年度以降、処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成 11 年度以降、減少傾向にあります。
- 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向にあります。廃棄物最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で 22.8 年（平成 23 年度末）、産業廃棄物で 13.5 年（平成 23 年度末）と推定されています。
- 県に寄せられた産業廃棄物の苦情では、野焼きや不法投棄のほかに、不適正保管に関するものが多く寄せられています。

[課題]

- ◆ 天然資源の投入量と廃棄物の最終処分量をできるだけ少なくするため、あらゆる場面で 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を推進し、資源循環型の地域づくりを進めることが必要です。
- ◆ 不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を一層推進することが必要です。

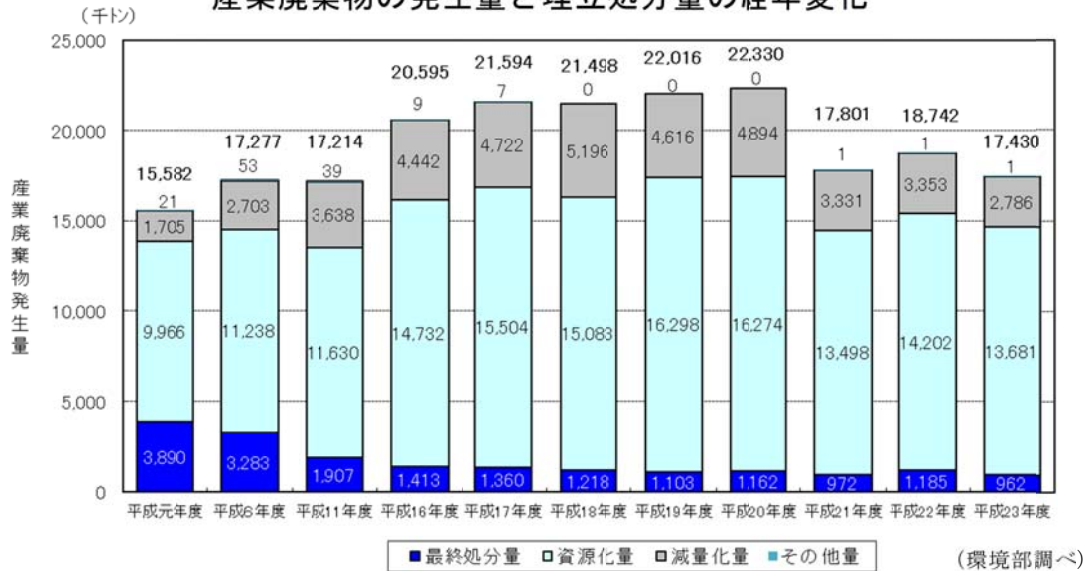
ごみの総排出量と埋立処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

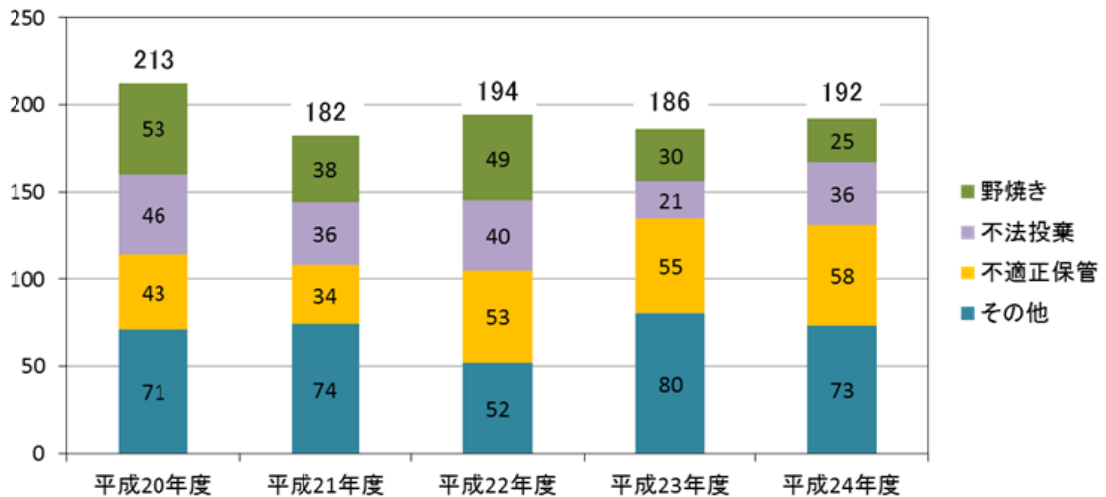
(環境部調べ)

産業廃棄物の発生量と埋立処分量の経年変化



(環境部調べ)

産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(環境部調べ)

(7) 自然環境

- 本県は、三河湾を懐に抱えるほか、伊勢湾及び太平洋にも面しており、海岸総延長は約 598 km で、そのうち自然海岸が約 37 km (全体の 6%)、半自然海岸が約 124 km (同 21%)、人工海岸が約 426 km (同 71%)、河口部が約 11 km (同 2%) となっています。
- 木曾川、庄内川、矢作川、豊川といった大河川を始め多くの河川があり、豊かな水系を作り出しています。
- 干潟は、伊勢湾(知多半島西岸海域)及び三河湾において約 2,062ha が確認されています。また、藻場は、伊勢湾、三河湾及び遠州灘(渥美半島南側海域)において約 859ha が確認されています。
- 植物種は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では約 2,720 種(維管束植物約 2,220 種及びコケ植物約 500 種。移入種を除く。)が確認されています。
- 動物種は、哺乳類(海生哺乳類を含む)64 種、鳥類 398 種、爬虫類 15 種、両生類 20 種の生息が確認されています(すべて外来種を除く)。また、淡水産魚類 51 種、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類約 350 種(昆虫類以外、外来種を除く)の生息が確認されています。
 - ※ 各動植物種の種数については、【植物】「レッドデータブックあいち 2009 植物編」(平成 21 年 3 月発行)、【哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水産魚類、昆虫類、クモ類、陸・淡水・内湾産貝類】「レッドデータブックあいち 2009 動物編」(平成 21 年 3 月発行)による。

[課題]

- ◆ 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこと等により、多様な生物の生息生育空間であった緑地や水辺の減少、質の劣化が見られ、早急な対策が必要です。
- ◆ 外来種(移入種)による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題が生じており、希少野生生物の保護、外来種対策、野生生物の適正な保護管理が必要です。